

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第185号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総務局の款総務部の項中「調査係長 情報公開係長」を「調査係長」に、「法規係長 企画係長」を「法規係長 企画係長 情報公開係長」に改め、同款人事部の項中「企画係長」を「企画係長 監察係長」に改め、同表環境局の款地球環境政策部の項中

「  

循環型社会推進課	減量推進係長 廃棄物企画係長 サイクル推進係長	リ
----------	----------------------------	---

」  
を削り、同款事業部の

項を次のように改める。

循環型社会 推進部	循環企画課	調査係長 廃棄物企画係長 減量推進係長 美化活動支援係長
	まち美化推進課	管理係長 業務推進係長 業務改善係長
	廃棄物指導課	規制係長 指導係長

第1条第1項の表環境局の款施設部の項中「施設部」を「適正処理施設部」に、「指導係長」を「業務改善係長」に改め、同表文化市民局の款文化部の項、市民生活部の項及び共同参画社会推進部の項を次のように改める。

共同参画社 会推進部	文化市民總務課	庶務係長 計理係長 企画調査係長
	男女共同参	企画係長 計画推進係長

	画推進課	
	勤労福祉青 少年課	青少年係長 勤労福祉係長
市民生活部	区政推進課	管理係長 区政係長 市民窓口係長
	地域づくり 推進課	地域振興係長 安全対策係長 市民 活動支援係長
	人権文化推 進課	企画係長 市民啓発係長
	市民総合相 談課	消費生活係長 相談係長
文化芸術都 市推進室	文化芸術企 画課	企画管理係長 計画推進係長 振興 係長
	文化財保護 課	管理係長 普及調査係長 保護第一 係長 保護第二係長

第1条第1項の表産業観光局の款観光部の項中「誘致推進係長」を削り、同表保健  
福祉局の款生活福祉部の項中「福祉医療係長」を「医療係長」に改め、同款長寿社会  
部の項中「生きがい支援係長」を削り、同表都市計画局の款都市企画部の項中

都市計画課	調査係長 施設係長 地域係長
交通政策課	

を、

」

都市計画課	調査係長 施設係長 地域係長
-------	----------------

に改め、同款都市景観部の

」

項中「事務係長」を削り、同款公共建築部の項の次に次の1項を加える。

交通政策室		
-------	--	--

第1条第1項の表都市計画局の款住宅室の項を次のように改める。

住 宅 室	住宅政策課	調査係長 計理係長 企画係長
	管理指導課	
	すまいまち づくり課	
	住宅整備課	事業推進係長 計画第一係長 計画 第二係長 工事係長 改善企画係長
		電気設備係長 機械設備係長

第1条第1項の表建設局の款都市整備部の項中「補償係長」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の右欄に掲げる事務を担当させるため、同表の左欄に掲げるプロジェクトチームを編成する。

子どものための市民憲章 制定推進プロジェクトチ ーム	子どものための市民憲章の制定を推進するための取 組に係る調査、研究及び調整に関する事務
総務事務効率化プロジ ェクトチーム	総務事務の効率化等に向けた取組に係る調査、研究及 び企画に関する事務

第1条中第15項を第18項とし、第9項から14項までを3項ずつ繰り下げ、第8項を第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 担当部長及び担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第1条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第6項とし、同項の

次に次の1項を加える。

7 都市計画局交通政策室に企画課長及び計画推進課長を置く。

第1条第4項の次に次の1項を加える。

5 総務局人事部に統括監察員、同部人事課に監察員を置く。

第2条第12項中「担当部長（）」の右に「統括監察員及び」を加え、「第6条」を「第5条」に改め、「担当課長」の右に「（監察員、企画課長及び計画推進課長を含む。次条及び第5条において同じ。）」を加える。

第3条第2項中「もの」を「者」に改める。

第6条第3項本文中「担当課長」の右に「（企画課長及び計画推進課長を含む。この項及び第9項において同じ。）」を加え、同条中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、総務局人事部にあっては、部長に事故があるときは、主管事務につき、統括監察員又は課長がその職務を代理し、統括監察員に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。

第6条に次の1項を加える。

11 第8項の規定にかかわらず、総務局人事部人事課にあっては、課長に事故があるときは、主管事務につき、監察員、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理し、監察員に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第8条総務部の款総務課の項第1号中「（総務管理費中共管事務費の計理を含む。）」

を削り、同項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 外部監査契約に関すること。

第8条総務部の款行政改革課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号から第12号までを削り、同項第13号中「助成」を「支援」に改め、同号を同項第5号とし、同項第14号を同項第6号とし、同項第15号を削り、同款文書課の項中第11号及び第12号を削り、第10号を第18号とし、第6号から第9号までを8号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の8号を加える。

(6) 文書管理の調査及び研究に関すること。

(7) 文書の収受、発送、集配、整理及び保存に関すること。

(8) 行政手続の適正化に関すること。

(9) 京都市情報公開条例による事務の統轄に関すること。

(10) 京都市個人情報保護条例による事務の統轄に関すること。

(11) 京都市長の資産等の公開に関する条例による資産等報告書等の保存及び閲覧に関すること。

(12) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超えるものに限る。）の保存及び閲覧に関すること。

(13) 行政資料の収集、管理及び提供に関すること。

第8条総務部の款文書課の項に次の1号を加える。

(19) 情報公開審査会、情報公開制度運営審議会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

第8条人事部の款人事課の項第7号を削り、同項第8号ただし書を削り、同号を同

項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 職員の考課に関すること。

第8条人事部の款人事課の項第13号中「職員研修所」を「職員研修センター」に改め、同号を同項第18号とし、同項第9号から第12号までを5号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の5号を加える。

- (9) 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。

- (10) 公益通報者保護法による事務の統轄に関すること。

- (11) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務の統轄に関すること。

- (12) 地方自治法第243条の2の規定による職員の賠償責任に関すること。

- (13) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談及び指導に関すること。

第10条地球環境政策部の款地球温暖化対策課の項第3号中「及びまちの美化」を削り、同項第4号中「循環型社会推進課」を「循環型社会推進部」に改め、同款循環型社会推進課の項を削り、同条事業部の款中「事業部」を「循環型社会推進部」に改め、同款まち美化推進課の項を次のように改める。

#### 循環企画課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

- (2) 廃棄物の処理等に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。ただし、適正処理施設部の所管に属するものを除く。

- (3) ごみの減量化及び再資源化の推進に関すること。

- (4) 循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発に関すること。

- (5) 廃棄物の処理等に関する計画に関すること。

- (6) 一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関する事務の統轄に関すること。

- (7) 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例による事務に関すること。ただし、まち美化事務所の所管に属するものを除く。

(8) 廃棄物減量等推進審議会及び美化推進等対策審議会に関すること。

(9) 廃棄物減量等推進員に関すること。

#### まち美化推進課

(1) 循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発に関すること。

(2) 一般廃棄物の収集及び運搬並びにふん尿の処分の作業計画に関すること。

(3) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託に関すること。

(4) 一般廃棄物（ふん尿を除く。）の収集及び運搬に係る受託者の指導及び監督に関すること。

(5) ふん尿の収集及び運搬に係る受託者の指導及び監督の統轄に関すること。

(6) 凈化槽清掃業及び一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬又は処分を業とするものに限る。）の許可、指導及び監督に関すること。

(7) 粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収及び当該手数料に関する事務の企画及び調査に関すること。

(8) ふん尿に係る一般廃棄物処理手数料に関する事務の企画及び調査に関すること。

(9) 公衆便所に関すること。

(10) 移動便所に関すること。ただし、生活環境事務所の所管に属するものを除く。

(11) 所管自動車に係る自動車損害共済に関すること。

(12) まち美化事務所、市民美化センター及び生活環境事務所に関すること。

(13) その他一般廃棄物の処理に関する事務。ただし、循環企画課及び廃棄物指導課の所管に属するものを除く。

第10条施設部の款中「施設部」を「適正処理施設部」に改め、同款管理課の項及び施設整備課の項を次のように改める。

#### 管 理 課

(1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務。

- (2) 埋立処分地の整備計画に関すること。
- (3) 局の事業に係る土地及び建物の取得並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。
- (4) クリーンセンター及び埋立事業管理事務所に関すること。
- (5) 再資源化施設の運営管理に関すること。

#### 施設整備課

- (1) 局の事業に係る施設の整備計画に関すること。ただし、管理課及び施設建設課の所管に属するものを除く。
- (2) 局の事業に係る施設の建設に関すること。ただし、施設建設課の所管に属するものを除く。
- (3) 局の事業に係る施設の建設に係る環境影響評価に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の機械及び電気装置並びに当該施設に付帯する設備の維持修繕に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処分の作業計画に関すること。ただし、循環型社会推進部の所管に属するものを除く。
- (6) 焼却残灰及び再搬送ごみの運搬に関すること。
- (7) 廃棄物処理に係る調査及び技術的研究に関すること。
- (8) 廃棄物処理施設に係る環境調査に関すること。
- (9) 工事の設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (10) 工事用材料等の現場検収に関すること。

第11条文化部の款、市民生活部の款及び共同参画社会推進部の款を次のように改める。

#### 共同参画社会推進部

##### 文化市民総務課

- (1) 局の庶務に関すること。
- (2) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。
- (4) 局の所属職員の労務管理に関すること。
- (5) 局内の他の課の主管に属しないこと。

#### 男女共同参画推進課

- (1) 男女共同参画に関する事務の調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画審議会に関すること。
- (3) 男女共同参画推進会議に関すること。
- (4) 男女共同参画センターに関すること。
- (5) 女性協会に関すること。

#### 勤労福祉青少年課

- (1) 勤労者福祉に関すること。
- (2) 青少年活動の推進に関する事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 京都労働学校その他の勤労者教育活動の助成に関すること。
- (4) 青少年活動推進協議会に関すること。
- (5) 青少年活動センター及び百井青少年村に関すること。
- (6) ユースサービス協会に関すること。

#### 市民生活部

##### 区政推進課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 区政及び地域行政の総合化に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (3) 区庁舎の整備に係る企画及び推進に関すること。
- (4) 行政区画に関すること。

- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (6) 戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関する事務の統轄に関すること。
- (7) 平和条約国籍離脱者の子孫の特別永住許可事務の統轄に関すること。
- (8) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による事務の統轄に関すること。
- (9) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年京都府条例第35号）による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料の納付に関すること。
- (10) 個人の印鑑の登録及び証明に関する事務の統轄に関すること。
- (11) 町名証明に関すること。
- (12) 証明書発行コーナーに関すること。ただし、区役所の所管に属するものを除く。
- (13) 町名、町界変更審議会に関すること。
- (14) 区役所に関すること。

#### 地域づくり推進課

- (1) 地域振興に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (2) 区基本計画、合併建設計画及び過疎地域自立促進市町村計画に係る連絡及び調整に関すること。
- (3) 市民の公益的活動に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 地縁による団体の認可に関すること。
- (5) 認可地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関すること。
- (6) 集会所新築等補助金の交付に関すること。
- (7) ちびっこひろばに関する事務の統轄に関すること。
- (8) 交通安全対策に関すること。
- (9) 京都市違法駐車等防止条例による事務に関すること。

- (10) 京都市生活安全条例による事務に関すること。
- (11) 市政協力委員に関する事務の統轄に関すること。
- (12) 交通安全対策会議及び生活安全施策懇話会に関すること。
- (13) 市民活動総合センターに関すること。

#### 人権文化推進課

- (1) 人権文化の構築に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための啓発事業の統轄に関すること。
- (3) コミュニティセンターにおける事業の企画及び実施に伴う連絡及び調整に関すること。
- (4) 進路支援事業に関すること。
- (5) 人権文化推進会議に関すること。
- (6) 市立浴場に関すること。
- (7) 市立浴場運営財団に関すること。

#### 市民総合相談課

- (1) 法律相談、交通事故相談、消費生活相談その他の市民相談に関すること。
- (2) 市民の要望の処理に関すること。
- (3) 消費生活に関する調査、企画、啓発並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費生活に関するあっせん、調停その他の苦情の処理及び消費者訴訟の援助に関すること。
- (5) 物価安定の対策に関すること。
- (6) 消費者団体の指導及び助成に関すること。
- (7) 消費者団体及び消費生活関係機関との連絡に関すること。
- (8) 消費生活審議会に関すること。

#### 文化芸術都市推進室

## 文化芸術企画課

- (1) 室の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 文化芸術都市の創生に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 文化芸術施設の調査及び整備計画に関すること。
- (4) 文化芸術関係団体との連絡に関すること。ただし、文化財保護課の所管に属するものを除く。
- (5) 京都会館の電気、冷暖房、給排水その他諸設備の保守工事に関すること。
- (6) 工事の設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (7) 工事用材料等の現場検収に関すること。
- (8) 美術館及び動物園に関すること。
- (9) 交響楽団及び元離宮二条城事務所に関すること。
- (10) 円山公園音楽堂、無鄰菴、京都会館、アバンティホール、文化会館、京都コンサートホール、久世ふれあいセンター文化・スポーツ施設及び京都芸術センターに関すること。

## 文化財保護課

- (1) 文化財の保護に関すること。ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。
- (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (3) 出土品その他の考古学的資料の整理、研究及び収蔵に関すること。
- (4) 文化財保護関係団体との連絡に関すること。
- (5) 文化財保護審議会に関すること。
- (6) 考古資料館に関すること。
- (7) 文化財建造物保存技術研修センターに関すること。
- (8) 文化観光資源保護財団に関すること。
- (9) 埋蔵文化財研究所に関すること。

第12条商工部の款商業振興課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第13条保健福祉部の款障害企画課の項第1号中「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者自立支援法」に改め、同項第3号中「児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による居宅支援事業者」を「障害者自立支援法による指定障害者福祉サービス事業者」に改め、同項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 障害程度区分判定等審査会に関すること。

第13条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第1号中「及び知的障害者福祉法」を「、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法」に、「、心身障害児」を「心身障害児に係るもの、障害者自立支援法によるものについては身体障害者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「及び第8号」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、更生医療に関するものに限る。

第13条保健福祉部の款障害保健福祉課の項中第10号を第9号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同項第19号中「麦の穂学園」、「、ひばり学園」及び「、むくの木学園」を削り、同号を同項第18号とし、同項第20号を同項第19号とする。

第13条長寿社会部の款介護保険課の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者並びに介護予防支援事業者の指定、指導及び監督に関すること。

(6) 介護保険法による介護サービス事業者等に対する報告の要求及び立入検査等に関すること。ただし、保健福祉部の所管に属するものを除く。

第13条保健衛生推進室の款健康増進課の項第11号中「児童福祉法による育成医療の給付及び」を削り、同項中第22号を第24号とし、第12号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 障害者自立支援法による自立支援医療費の支給に関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。

(13) 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。

第14条都市企画部の款交通政策課の項を削り、同条都市景観部の款都市景観課の項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 開発審査会に関すること。

第14条都市景観部の款都市景観課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築基準法による景観地区内の建築物の高さの最高限度を超える許可に関すること。

第14条都市景観部の款開発指導課の項第19号を削り、同項第20号を同項第19号とし、同条建築指導部の款指導課の項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例による歴史的細街路の指定に関すること。

第14条建築指導部の款指導課の項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 京都市建築基準条例第3条第1項ただし書による認定に関すること。

第14条建築指導部の款審査課の項第15号に次のただし書を加える。

ただし、指導課の所管に属するものを除く。

第14条公共建築部の款の次に次の1款を加える。

#### 交通政策室

- (1) 総合的な交通体系に係る調査、研究及び計画に関すること。
- (2) 鉄道網計画の推進に関すること。ただし、建設局の所管に属するものを除く。
- (3) 公共交通の利用の促進に関すること。
- (4) 駐車場整備計画に関すること。
- (5) 駅前広場の計画に関すること。ただし、道路事業及び都市計画街路事業に係るものを除く。
- (6) 京都駅南北自由通路に関すること。

第14条住宅室の款住宅政策課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「住宅建設課」を「住宅整備課」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 市営住宅及び付属施設の管理に関する事務の統轄に関すること。

第14条住宅室の款住宅政策課の項に次の1号を加える。

- (11) 住宅供給公社に対する委託等に係る事務に関すること。

第14条住宅室の款住宅政策課の項の次に次の1項を加える。

#### 管理指導課

- (1) 市営住宅及び付属施設の家賃等の滞納及び不法占有に対する指導に関すること。
- (2) 市営住宅の入居及び付属施設の使用に関する事務。ただし、住宅供給公社に管理

を行わせるものを除く。

(3) 家賃の滞納による市営住宅の明渡し等に係る訴訟に関すること。

第14条住宅室の款すまいまちづくり課の項第2号中「住宅建設課」を「住宅整備課」に改め、同項第6号中「(審査に関するこことを除く。)」を削り、同款住宅建設課の項中「住宅建設課」を「住宅整備課」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「建て替え」の右に「、改善、修繕」を加え、「の工事」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 市営住宅の建築設備に関するこ。

(3) 市営住宅に係るテレビジョン電波受信障害防除対策に関するこ。

第14条住宅室の款住宅改善課の項、住宅管理課の項及び住宅保全課の項を削る。

第15条都市整備部の款区画整理課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)